

福祉医療 (乳幼児以外) の 更新申請

6月30日(火)までに 手続きを

現在の福祉医療費受給券(乳幼児以外)、重度(心身障害老人等福祉助成券、または精神科通院医療費受給券は、8月1日(土)から新しいものになります。引き続き医療費の助成を受けるためには、更新の手続きが必要で、更新の流れを左図で示します。乳幼児で福祉医療費

受給券を受けている人は、今回の更新手続きは不要です。彦根市の医療費助成制度は、下表のとおりです。新たに該当すると思われる人はお問い合わせください。

問い合わせ先 困保年金課 ☎ 30・61・36番、FAX 22・1398番

更新の流れ

困保年金課から6月初めに、手続きに必要な書類を郵送します

6月30日(火)までに更新申請書を提出してください

困保年金課が所得などの審査を行います

引き続き8月1日以降も該当する人には、7月24日(金)頃に受給券を郵送します

※更新申請書の提出がない場合は、新しい受給券などを受けていただくことができませんので、ご注意ください。
※審査の結果、前年所得が所得制限額を超過した場合は、受給券を送付しません。

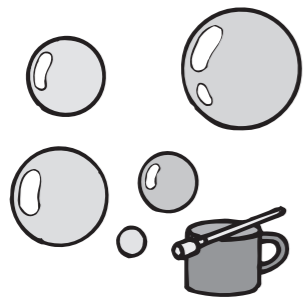
下記の対象に該当する人は、医療費の助成が受けられる場合があります

▶申請に必要なもの **健康保険証、印鑑** ※区分により追加書類などが必要です

区分	対象	追加書類など
乳 幼 児	0歳児から小学校入学前 (6歳の誕生日の前日以後における最初の3月31日まで)の乳幼児	
小 中 学 生 入 院 医 療 費 助 成	彦根市に住民登録があり、健康保険に加入している小・中学生 (入院にかかる医療費のうち保険適用の自己負担分を償還払いで助成します)	通帳、領収書
重 度 心 身 障 害 者	身体障害者手帳(1~3級)または療育手帳(A1、A2)を持つ人	身体障害者手帳 または療育手帳
重 度 精 神 障 害 者 通 院 医 療 費 助 成	精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)を持ち、精神障害者通院医療費公費負担の適用を受けている人※精神障害治療にかかる通院医療のみ対象	精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証(精神通院医療)
ひ と り 親 家 庭	母子・父子家庭で、18歳未満の児童(18歳の誕生日の前日以後における最初の3月31日までの人)を扶養している母または父と児童	児童扶養手当認定通知書など
ひ と り 暮 ら し 寡 婦 (65歳未満)	かつて母子家庭の母に該当していた人で、ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており、今後も継続すると見込まれる人	ひとり暮らし寡婦申立書など
65~74歳	重 度 心 身 障 害 者	身体障害者手帳(4級)または療育手帳(B1)を持つ人
低 所 得 者	市民税を課せられている人がいない世帯に属し、扶養者も非課税の人	

ご注意ください!

▶彦根市の医療費助成制度には、所得制限があります。本人、配偶者、扶養義務者(保険の扶養義務者、税の扶養義務者、同一住所の最多所得者)の所得が把握できない場合は、前住所地などでの課税証明書(所得額の分かるもの)が必要です。
▶福祉医療の区分や本人・配偶者・扶養義務者の所得状況などにより、自己負担金が生じる場合があります。



福祉有償運送の登録にかかるとの申請のご案内

困 障 害 福 祉 課

NPO法人などが、営利を目的としない範囲で、外出時に支援が必要な要介護認定者や身体障害者などを車を使って、有償で移送することができ、このサービス(福祉有償運送)を提供する場合には、道路運送法に基づき、運輸支局への登録が必要です。

登録には、彦根市福祉有償運送運営協議会の合意が必要です。福祉有償運送のサービスを行うとする団体は、期日までに必要書類を提出してください。

提出期限 6月26日(金) 午後5時15分

※今回の申請分は、7月下旬または8月上旬に開催予定の彦根市福祉有償運送運営協議会で審査されます。
その他 必要書類、様式など詳しくは、彦根市ホームページを確認してください。
書類提出・問い合わせ先 彦根市福祉有償運送運営協議会事務局(困障害福祉課内) ☎27・9981番、FAX 26・1767番

労働保険の年度更新手続きは7月10日(金)まで

滋 賀 労 働 局

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続きは、平成27年度の確定保険料と平成27年度の概算保険料・一般拠出金(石綿健康被害救済法)を、自主的に申告・納付していただく重要な手続きです。

最寄りの金融機関、労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内)または滋賀労働局労働保険徴収室で早めに済ませてください。

※公共職業安定所、社会保険・労働保険徴収事務センターでは、労働保険料などの納付はできません。口座振替の事業所は、申告書を金融



機関に提出することができます。また、滋賀労働局労働保険徴収室に郵送してください。

※平成27年度は、労災保険料率および労務費率が改定されました。

※県内各地で年度更新申告書の受付、相談会を開催します。日程などはお問い合わせください。

問い合わせ先 滋賀労働局労働保険徴収室 ☎077-5021-6520番、彦根労働基準監督署 ☎22-0654番、滋賀労働局ホームページ <http://shiga-roudoukyoku.jstie.mhw.go.jp/>

意見公募手続制度

ご意見を待ちます

彦根市地場産業活性化基本方針および行動計画

内容 地場産業の活性化と将来の発展を見据えた、基本方針および行動計画の素案を策定しました。基本方針では、人材の確保と育成、営業戦略と販路拡大、ブランド力の強化、海外展開の4つの切り口を設定して目指す方向性を示しています。行動計画では、その方向性に地域活性化や地方創生の視点を加えて、具体的に取組む内容を定めています。

素案の公開場所

振興課(市役所3階)、情報公開コーナー(市役所1階)、支所、各出張所、彦根市ホームページ

素案の公開期間

6月1日(月)~7月1日(水)

意見の提出期間

6月1日(月)~7月1日(水)(必着)

提出方法

お寄せいただいたご意見などは、意見に対する彦根市の考え方とともに整理したうえで、彦根市ホームページなどで公表します。お寄せいただいたご意見に対して、個別に回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

郵送、FAX、Eメールで提出してください。
※意見の提出用紙は、各公開場所にあります。またホームページから様式をダウンロードできます。
提出・問い合わせ先 地域経済振興課 ☎5021-8501 元町4-2 ☎30-6119番、FAX 24-9676番、Eメール shoka@na.city.hikone.shiga.jp